

2022 年度上智大学大学院新入生奨学金 出願要項

※入学時の在留資格が「留学」の方は出願要項が異なりますので、大学ホームページでご確認ください。

本奨学金は、本学への入学を第一志望とする者で、経済的理由により入学が困難、かつ出身学校（現在の在籍校もしくは最終出身校）の成績が優秀な者に対して学資金の給付を行い、人材の育成に資することを目的とした奨学金です。

募集対象

2022 年度上智大学大学院入学試験出願者で、上記の趣旨に該当する者。

給付額

「新入生奨学金規程」に基づき選考し、採用者については下記のいずれかの額を給付します。

- ① 授業料相当額（年額）
- ② 授業料半額相当額（年額）
- ③ 授業料 3 分の 1 相当額（年額）

採用期間

※入学初年度 1 年間のみの採用となります。

- ・2022 年度 春入学者 : 2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日
- ・2022 年度 秋入学者 : 2022 年 9 月 21 日～2023 年 9 月 20 日

願書受付期間

受験する入試毎に新入生奨学金の出願期日が設定されていますので、本学ホームページで出願期間をご確認ください（受験する入試により出願期間が異なります）。

複数の入試種別で受験される方は、入試ごとに新たに新入生奨学金に出願する必要があります。

➤ 上智大学ホームページ HOME > キャンパスライフ > 奨学金情報

> 入学前に出願する奨学金 > 大学院入試受験生対象奨学金

※入学願書とは別便で学生センター宛てに郵送してください。必ず簡易書留郵便またはレターパックプラスを利用してください。

※封筒の表に「新入生奨学金（大学院入試）願書在中」と朱書きしてください。

※出願書類は出願締切日の当日消印有効です。ただし海外から郵送する場合は、締切日までに必着となるように送付してください。

※海外居住者で新型コロナウイルスにより、郵送での出願が困難な場合は、メールでの出願も認めます。希望される学生は事前に連絡してください。

※願書受付期間以外は、如何なる理由でも受付できません。

提出書類

以下の①～⑨の書類が必要です。（ただし⑦⑧は該当者のみ）

①	奨学金申込書 (本学所定用紙)	・本人が記入すること
---	--------------------	------------

②	生活状況報告書 (写真貼付) (本学所定用紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・家族欄には父母、(本人が既婚の場合は)配偶者、同一生計の祖父母、同一生計の兄弟姉妹を全て記入してください(出願者本人を除く)。 ・父母は、別居・離別・死別等を問わず記入してください。ただし、離別・死別等の理由で家計を同一にしていない場合は、家族欄上に発生日月と事由を記入してください。 ・本人が社会人で独立生計の場合は父母の記入は不要 ・出願者に配偶者がいる場合は記入してください。 ・家計を一にする祖父母・兄弟姉妹は、同居・別居を問わず記入してください。同居していても家計が別である(経済的に独立している、扶養に入っていない)場合は 記入しないでください。 ・家族欄の年収: 令和3年度(令和2年分)の所得証明書<前年(令和2年/2020年)1月~12月の総所得を示すもの>のうち、給与収入の場合は「給与収入金額」、自営の場合は「総所得金額」を記入してください。 ・家族欄の学校名: 就学者の場合は、<u>国公立の別も記入してください。</u> ・本人の履歴: 高等学校卒業から現在(出願時に在籍し卒業見込の学校を含む)まで、空白の期間がないように記入してください。留学・休学等は、その時期と内容を記入してください。高校、大学卒業後、就職・予備校通学、自宅学習の期間がある場合は記入してください(在学中のアルバイトは記入不要)。
③	成績関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・博士前期課程/法科大学院受験者...出身(在籍)大学の成績証明書 ・博士後期課程受験者...出身(在籍)大学院博士前期課程(修士課程)の成績証明書 ※ 海外学校の場合はGPA等の評定平均値が記載されたものを提出すること。海外の学校で原本1部のみ発行の場合は、原本証明をとったものか、原本を提示した場合のみコピーの提出を受け付けます。 ※ 留学中に取得した単位が卒業に必要な単位として認定されている場合は、留学期間中の成績証明書も添付してください。
④	住民票(原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人・父母・(本人が既婚の場合は)配偶者および主たる家計支持者の被扶養者全員の住民票(世帯分まとめて1枚にして提出することも可) ・死別/離別している父、または母の分は提出不要。別生計で独立している祖父母や兄弟姉妹の分も提出不要。 ・本人が社会人で独立生計の場合は父母の住民票は不要 ・発行後3ヶ月以内、世帯主の氏名と続柄が記載されたもの、マイナンバーの記載が無いものを提出してください。 ・同一生計で別居中の家族についても住民票の提出が必要 例) 自宅外通学の兄弟、単身赴任で別居中の父親は提出必要 ・外国籍の家族(本人含む)についても住民票の提出は必要
⑤	<p align="center">令和3年度 (令和2年分) 所得証明書 または 非課税証明書 (2020年1月~12月)</p> <p>※名称は各地方自治体により異なる ※2021年1月1日時点住民登録を行っていた市区町村役場で発行されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人・父母・同一生計の家族全員分(就学中の兄弟姉妹は除く)・(本人が既婚の場合は)配偶者の所得証明書(または非課税証明書) ※出願者本人の所得証明書も必ず提出してください ※死別/離別した方や経済的に独立している別生計の方の分は不要 ※本人が社会人で独立生計の場合は父母の所得証明は不要 ・所得金額や控除等が「*****」(アスタリスク)で目隠しされているものは認められません。 ・令和2年分(2020年1月~12月)の総収入、配偶者・扶養控除が記載されたもの ・所得金額の記載が無く、課税・非課税の文言のみの証明書は不可 ・海外赴任のために発行されない場合は、国か州等が発行する公的証明書を取得する必要があります。国によって事情が異なるので、該当する方は各出願受付締切日3日前までに学生センターに相談してください。(英語以外の言語は日本語訳を添付してください。) ・所得のない場合は非課税証明書、または所得金額が0と記載されている所得証明書を提出 ・別居している父/母についても要提出 ・生計を一にしている祖父母、18歳以上の兄弟姉妹についても提出する必要があります。ただし、18歳以上で在学証明書を提出する方、経済的に独立している方は提出不要です。 ・父母・配偶者以外に経費支弁者がいる場合は、その方の所得に関する証明書も必要です。 (例: 祖父母から支援を受けている場合など)
⑤以外の所得に関する証明書 ※父母、(本人が既婚の場合)配偶者、その他の家計支持者の書類を提出すること		
⑥	令和2年分 源泉徴収票の コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・給与収入の方(正規雇用・非正規雇用問わず/勤務先で発行)は提出(複数の職場に勤めている場合は、全ての職場を提出) ・発行してもらっていない、紛失等により手元に無い場合、会社に発行を依頼すること。
⑥	令和2年分 確定申告書(第一 表/第二表)の コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告をした方は提出⇒税務署の受領印があるもの ※受領印がない場合は余白に「申告したものと相違ありません」と記載し、当該者の署名押印をする ・電子申告をした場合は受付番号の記載があるもの、また送信表を添付して提出 ・2021年2月~4月に申告したもの

	<p>【日本以外】 国や州が発行する所得に関する公的証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1月～12月の間に海外で収入を得ていた方は、国や州が発行する、所得に関する公的証明書を取得する必要があります。国によって事情が異なるので、該当する方は、各出願受付締め切り日3日前までに学生センターに相談してください。なお、本社所在地が日本で源泉徴収票が発行されている場合は、②の源泉徴収票のコピーを提出してください。
	<p>年金交付通知書 または公的年金等の源泉徴収票のコピー</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年金を受給している方が提出（※複数の年金を受給している場合、全ての年金について書類の提出が必要） 遺族年金・障害者年金等も提出が必要
⑦	<p>兄弟姉妹の在学証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校以上の兄弟姉妹は必須/学生証写し不可（※予備校生は学生とみなしません。所得証明書/非課税証明書を提出） 小中学生は不要 3ヶ月以内に発行した原本を提出
	<p>その他の提出書類</p>	<p>該当する方のみ、提出してください。</p>
	<p>生活保護決定(変更)通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている方は提出（福祉事務所で発行されます） 通知書は金額の記載があるものを提出
	<p>退職金(支給額・無支給)証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1月～出願日までに退職した方は、提出 退職した企業で発行されます。
	<p>退職証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1月～出願日までに退職した方は、提出 退職した企業で発行されます。退職理由（自己都合、会社都合、懲戒免職等）が記載されたものを取得してください。
	<p>廃業証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1月～出願日までに事業を廃業した方は、提出 各自治体の税務課で発行されます。 「事業廃止届出書」または「個人事業の開業・廃業等届出書」の控（税務署の受領印があるもの）のコピーでも構いません。
	<p>雇用保険受給資格証のコピー(両面)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 失業給付金を受給している方、受給予定の方は、提出 職業安定所で発行されます。
⑧	<p>今後の所得見込みを記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1月～12月の収入に対して、2021年1月～出願日の収入に大きく変動が生じた場合には提出してください。（2021年1月以降転職した方など） 現在および今後の経済状況・生活費の出所、今後の就職予定等を考慮した見通しの収入額を、記載してください（A4版レポート用紙で作成のこと） ※所得の見込みは、所得を得ている方が作成してください。 就職（転職）した場合は年収見込み証明書を提出（転職後の会社発行）
	<p>医療費・薬剤費の明細書・領収書(写し)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 6か月以上療養中の人、療養を必要とする人で年間医療費が10万円を越える見込みがある方が対象。 出願日までの6ヵ月分。左記6ヵ月分を基に年額（見込）を計算した説明書き（療養者直筆のもの）
	<p>障害者手帳(写) 介護保険被保険者証(写)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同一生計の家族に障害がある方、要介護者がいる方は写しを提出
	<p>地震・火災・風水害の被害を示す書類</p> <p>※過去1年間に被害を受け、将来2年以上に渡り、著しく困窮状態におかれる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な生活、生産手段に被害を受けた場合、その被害額がわかる書類。ただし、保険・損害賠償で補填された金額は除く。 災害救助法適用地域に居住もしくは勤務し被害に遭われた場合、罹災証明書（市区町村役場で発行）を提出。
⑨	<p>出願書類チェックリスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出願に必要な書類を確認の上、<input checked="" type="checkbox"/>チェックをつけてください。

書類記入上の注意

- ① 出願書類は必ず本人が記入し、黒の消えないペンまたはボールペンを使用してください。
- ② 書類の訂正に際しては、定規で2本線(=)を引き、訂正印を押印してください(修正液は使用不可)。
- ③ 署名(誓約)欄は、本人が自署してください。
- ④ 書類に不備または記入内容に虚偽がある場合は、選考対象から除外します。また、採用後に虚偽が判明した場合には、奨学金の返還を求めることがありますので、正確に記入してください。
- ⑤ 提出された出願書類は、奨学金の選考以外の目的には使用しません。
- ⑥ 提出された出願書類は返却しません。
- ⑦ 状況に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。

選考

提出された申込書・生活状況報告書等の内容および経済状況・学業成績を考慮し、選考します。

採否通知

採否通知は、合格発表日当日に本人宛てにメールにてお知らせします。なお、奨学金採用者は納付金振込票(Web出願システムからダウンロード)の納入額から奨学金採用額が減額されています。

入学手続に必要な費用の納入方法

奨学金採用者の納付金振込票(Web出願システムからダウンロード)は奨学金採用額が減額されています。当振込票で入学手続に必要な費用を納入してください。

2022年度被災学生への経済支援特別措置

2022年度の入学志願者を対象とした経済支援特別措置について、本学公式ホームページで公開しています。https://www.sophia.ac.jp/jpn/admissions/hisaishashien_adm.html

該当する方は、本奨学金に加え上記特別措置にも申込み(併願)できます。ただし、両方に採用となった場合、授業料減免分については採用額が高い方のみの採用となります。

その他

- ① 新入生奨学金は、経済的に困難な状況にある学生を対象としていますので、父母等の前年度の収入が多い場合、採用になりません。父母等の年収合計が、給与収入で700万円(税込)、営業所得等で400万円を超える場合は採用が難しくなります。ただし、年収がこの金額を超えている場合でも、家族数や就学者数などを含む経済状況によっては採用されることがあります。
- ② 奨学生として採用された方は、以下の点に注意してください。
 - ・ 新入生奨学金採用者は、同一年度の授業料を対象とする他の上智大学奨学金には出願できません。
 - ・ 日本学生支援機構などの本学以外の奨学金には出願することができます。
 - ・ 新入生奨学金は1年間のみの採用です。次年度以降、授業料減額の奨学金を希望する場合は、「上智大学修学奨励奨学金」に出願する必要があります。2023年度授業料対象の上智大学修学奨励奨学金に出願を希望する場合は、2022年9月下旬に本学学生向け電子掲示板 Loyola の掲示を確認し、出願してください。